○環境省告示第三十二号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十三項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年十月環境庁告示第六十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年九月一日

環境大臣　斉藤　鉄夫

第一条第一項第五号を次のように改める。

五　八丈島末吉地区　東京都八丈町末吉の一部

第二条（見出しを含む。）中「八丈島中之郷地区」を「八丈島末吉地区」に改める。

○東北地方整備局告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十一年九月一日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百八号	大崎市鳴子温泉古戸前から同市鳴子温泉鬼首柏木原まで	改築	平成二十一年九月一日

○四国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び百九十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
小松島市大林町字宮ノ本九九番六から阿南市津乃峰町東分一一四番四まで	前	A	七・九〇～三七・七〇（メートル）	一三・七六五（キロメートル）
	後	B・C	二二・五〇～一三七・三〇	一四・七六六
	後	D	七・九〇～三七・七〇	一三・七六五
	後	B・C・D	二二・五〇～一三七・三〇	一四・七六六

上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び百九十五号	阿南市富岡町滝の下四一番五から同市学原町中西二八番九まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月一日

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥栖市高田町字春田二五二番三から同市高田町字中の坪二一七番一まで	前	一四・〇〇～一九・〇〇（メートル）	〇〇・三三〇（キロメートル）	
	後	三二・〇〇～五〇・〇〇	〇・三三〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局福岡国道事務所及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	伊万里市大坪町字白野甲二六八一番二から同市大坪町字地北乙一六五七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月一日

○北海道開発局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

北海道開発局長　関　克己

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道夕張郡長沼町字馬追一九三六番一五から同町三〇六番一八まで	前	一九・四〇～三七・八〇（メートル）	〇・一七九（キロメートル）	
	後	一六・五〇～一七・〇〇	〇・一七九	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	留萌市沖見町一丁目六四番から同市沖見町一丁目一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町旧白滝四〇六番一から同町旧白滝三八一番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年九月一日